

## 館林市教育委員会後援等事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、館林市教育委員会（以下「委員会」という。）の後援、共催、協賛その他これらに類するもの（以下「後援等」という。）の承認事務を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 委員会が事業の趣旨に賛同し、委員会名義の使用を承認することをいう。
- (2) 共催 事業を主催する団体等と委員会が、当該事業を実施するため、委員会名義の使用を承認することをいう。
- (3) 協賛 団体等が主催する事業に、委員会が賛同の意思を表示するため、委員会名義の使用を承認することをいう。

### (名義)

第3条 後援等において、委員会が使用を承認する名義は、館林市教育委員会とする。

### (承認の基準)

第4条 後援等の承認は、団体等及び事業が次の各号に掲げる要件を全て満たすものでなければならぬ。

- (1) 次のいずれにも該当すること。
  - ア 公益性があること。
  - イ 営利目的又は売名行為ではないこと。
  - ウ 公序良俗に反するものではないこと。
  - エ 特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動でないこと。
  - オ 館林市暴力団排除条例（平成24年館林市条例第18号）第2条に規定する者及び団体と関係がないこと。
  - カ 委員会の名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれのないこと。
  - キ 参加者から参加料等の経費を徴収する場合は、その額が事業を行うに当たって必要最小限であると認められること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。

ア 生涯学習若しくは社会教育の推進又は青少年の健全育成に寄与するものであること。

イ 芸術若しくは文化の振興又は文化財の普及に寄与するものであること。

ウ 学校教育の資質向上に寄与するものであること。

エ スポーツの振興に寄与するものであること。

オ 青少年の科学知識の普及啓発に寄与するものであること。

カ 図書館資料の利用推進に寄与するものであること。

キ 学校給食又は食育の推進に寄与するものであること。

ク その他委員会が作成する教育行政方針に基づき、後援等を行うことが適当と認められるものであること。

(承認の期間)

第5条 委員会名義の使用承認をする期間は、当該名義の使用承認をした日から事業が終了する日までとする。

(承認の申請)

第6条 後援等の承認を申請する者（以下「申請者」という。）は、後援・共催・協賛承認申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、事業の1か月前までに教育長へ提出しなければならない。

- (1) 事業の内容を記載した書類
- (2) 事業の収支予算を記載した書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

(承認及び不承認の決定)

第7条 教育長は、申請者から前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、後援等承認通知書（別記様式第2号）を当該申請者に対し通知するものとする。

2 教育長は、前項の規定による審査の結果、後援等の承認を不適当と認めるときは、後援等不承認通知書（別記様式第3号）により、理由を付して当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 教育長は、必要があると認めるときは、事業終了後に申請者に対して実績報告書の提出を求めることができる。

(承認の取消し)

第9条 教育長は、後援等を承認した事業が、第4条に規定する基準に反していると認めるとき、又は虚偽その他不正の手段により承認を受けたと判明したときは、承認を取り消すものとする。

2 教育長は、前項の規定により承認を取り消したときは、後援等承認取消通知書（別記様式第4号）を当該事業を主催する団体等に通知するものとする。

3 教育長は、第1項の規定による承認の取消しにより、当該事業を主催する団体等に損失又は損害が生じることがあった場合でも、その責めを負わないものとする。

(名義の無断使用)

第10条 教育長は、委員会名義の無断使用が認められた場合は、当該事業を主催する団体等に対し書面又は口頭で警告し、名義の使用を中止させるものとする。

(賠償責任)

第11条 教育長は、後援等を承認した事業において生じた事故及び損害に対して、一切の責めを負わないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。